

ル・ポン国際音楽祭2015 赤穂・姫路 フロントスタッフ・通訳ボランティアを募集します!



- **活動の条件等** 活動は無償で、交通費も自己負担でお願いします。なお、活動時の事故に備えて、事務局でボランティア保険に加入します。
- **応募方法** 所定の登録申込書に必要事項を記入の上、8月28日(金)までに郵便、FAX、メールにてお送りください。申込書は、文化会館、教育委員会生涯学習課、企画広報課、各公民館にあります。また、ル・ポン国際音楽祭ホームページ(<http://www.imf-le-pont.jp/>)からもダウンロードできます。
- **フロントスタッフ**
- **日時** 10月23日(金) 午後5時～9時
10月24日(土) 午後3時30分～7時30分
10月25日(日) 午後1時30分～5時30分
10月27日(火) 午後5時～9時
- **内容** 演奏会のお手伝い、受付など。配置は主催者側で決定します。

- **活動場所** 会場(文化会館、赤穂城跡)内外
- **応募条件** 高校生以上の人
- **《通訳ボランティア》**(主に英語)
- **日時** 10月20日(火)～27日(火) 赤穂市内
10月28日(水)、29日(木) 姫路市内
- ※活動時間は、最長午前9時～午後10時。日時の詳細は企画広報課まで。
- **内容** 通訳、演奏会・リハーサルのお手伝いなど。配置は主催者側で決定します。
- **活動場所** 赤穂市、姫路市の各会場付近。
- **応募条件** 18歳以上の人
- **その他** 通訳ボランティアの人は、9月19日(土)(予定)に姫路市内で開催する研修会に可能な限り参加してください。
- **応募・問い合わせ先**
(フロントスタッフ申込先)
〒678-0292 (住所不要) 教育委員会 生涯学習課
☎43・6858 FAX 43・6895
Eメール: kyosyogai@city.ako.lg.jp
- (通訳ボランティア申込先)
〒678-0292 (住所不要) 企画広報課 企画政策係
☎43・6867 FAX 43・6822
Eメール: kikaku@city.ako.lg.jp

第31代赤穂義士娘を募集します



- 忠臣蔵パレードを彩る「義士娘人力道中」に出演し、以後1年間、全国各地で行われるキャンペーン等で赤穂市のPRをしていただきます。
- **応募資格** 次の条件を満たす女性。
 - ・赤穂市又は赤穂市近郊に住所を有する女性、もしくはは赤穂市内の事業所等に勤務又は通学している女性。
 - ・平成27年12月1日現在、満18歳以上(高校生は不可)30歳未満の未婚の女性。ただし、観光レディやキャンペーンガール等、他団体が実施する義士娘と同様の趣旨によるものを選定もしくはは内定されている人を除く。
 - ・義士娘として赤穂義士祭に出演するほか、1年間観

- 光行事や公的諸行事(宿泊を伴う行事あり)に参加できる女性。
- **応募方法** 申込書に必要事項を記入し、下記応募先まで持参、FAX又は郵送してください。
※自薦、他薦は問いません。
 - **応募締切** 9月25日(金) 午後5時必着
 - **選考方法** 面接選考を行い、3名が選ばれます。
 - **日時** 10月12日(月・祝) 午前10時～
 - **場所** 赤穂市役所
 - **賞金等** 賞金5万円・旅行券5万円・副賞
 - ※上記とは別に、選考会に参加された人とその推薦者に記念品(赤穂オリジナルキーホルダーなど)を進呈します。
 - **応募・問い合わせ先**
赤穂義士祭奉賛会事務局(市産業観光課)
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
☎43・6839 FAX 46・3400
(一社)赤穂観光協会
〒678-0239 赤穂市加里屋328番地
☎42・2602 FAX 42・3840
 - ※申込書は、市産業観光課、(一社)赤穂観光協会、各地区公民館等に置いてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

かけがえのない農地を守り、有効に利用しましょう ☎農業委員会 ☎43・6845

8/18～20は農地パトロールを実施します

農業委員会では毎年8月を「農地パトロール月間」として、農地パトロールを実施しています。このパトロールで、無断転用の発見と調査、荒廃農地の調査等を行い、是正指導をしていきます。農地パトロールに伴う土地への立ち入りなどについて、ご理解、ご協力をお願いします。

一時的な転用は?

一時的に資材置場や残土置場に利用する場合も転用届が必要です。

許可なく転用すると?

許可なく転用すると、農地法違反となり工事の中止・原状回復を命ぜられることがあります。

相続などで農地の権利を取得したら届出が必要ですか?

10ヵ月以内に農地がある市町村の農業委員会へ届出書を提出してください。

利用権設定等促進事業により安心して農地の貸し借りができます

農地の貸し借りを希望される人は、農業委員、農業総代又は農業委員会事務局へご相談ください。ただし、市街化調整区域内の農地に限ります。

貸し手の利点

- ▷市内に農地を持つ市外居住者でも利用できます。
- ▷賃借料は、貸し手・借り手の話し合いで決めていただきます。▷貸した農地は、期限がくれば雑作料を支払うことなく必ず返ってきます。▷引き続き貸すこともできます。

借り手の利点

- ▷農業経営を拡大したい人は、いくらでも借りられます。▷借りている期間中は、安心して経営農地の一部として計画的に利用できます。▷期限がきても双方の合意により、引き続き借りることができます。

下水道いろいろコンクールの作品を募集します

- **テーマ** 下水道に関するいろいろな事柄
- **標語** ※応募資格制限なし
▷郵便はがき又は、はがき大の用紙1枚に作品1点 ▷住所、氏名、年齢、電話番号を明記。(応募点数に制限なし)
- **書道** ※小・中学生のみ
▷小学校低学年「下水道どう」▷小学校高学年「下水道の役割」▷中学生「下水道と環境」
※半紙を縦長で使用。左端に学年・氏名を墨書き。台紙は付けなくてください。
- **絵画・ポスター** ※小・中学生のみ
▷B4～A2判 ▽ポスターには必ず「9月10日下水道の日」の文字を入れてください。▷絵画の場合は文字を入れなくてください。▷作品の裏面に、学校名、学年、氏名を明記。
- **作文** ※小・中学生のみ
▷400字詰原稿用紙で、小学校低学年は2～3枚以内、高学年は3～4枚以内、中学生は4～5枚以内。ただし、自筆原稿に限ります。(パソコン不可)▷作

品には、タイトル、学校名、学年、氏名を明記。

●新聞 ※小・中学生のみ

▷学校・クラス・グループ・個人など応募単位は自由。▷B4判又はA3判～模造紙大以内の用紙の片面に新聞形式で編集(自筆・パソコン・絵・写真入りカラー等表現方法は自由)▷テーマは「下水道」▷作品の裏面に学校名、学年、氏名(複数の場合はグループ名)を明記。

● **賞** 金賞・銀賞(賞状と副賞)、応募者全員に参加賞 ▷金・銀賞作品は①9月18日(金)～28日(月)、市役所1階エントランスホール ②10月9日(金)～20日(火)、プラット赤穂2階通路ギャラリー(映画館横)に展示する予定です。

※全応募作品は、(公社)日本下水道協会主催の「下水道いろいろコンクール」に出展し、審査を受けるため返却できません。

● **応募** 9月4日(金)までに持参又は郵送。
〒678-0239 赤穂市加里屋89-1
上下水道部 総務課 ☎43・6832